

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 50 回議事録

1. 日時 平成 20 年 7 月 10 日（木） 10:00～12:35

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 専門委員紹介

(2) 専門調査会の運営等について

(3) 座長の選出

(4) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

(5) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、石黒専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、佐多専門委員

筒井専門委員、永田専門委員、堀内専門委員、山田専門委員

(説明者)

川嶋国際衛生対策室長

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長

北條評価課長、猿田評価調整官、横田課長補佐

5. 配布資料

資料 1 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿

資料 2 専門委員職務関係資料

- 資料 3 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価
（自ら評価）の実施に係る調査訓令に対する回答の状況について
- 資料 4 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら調査のためにメキシコから提出された回答（仮訳）
- 資料 5 国別情報整理シート（メキシコ）（暫定版）
- 資料 6 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価
（自ら評価）の評価手法案（たたき台修正案）
- 資料 7－1 生体牛の評価の施行結果（オーストラリア）（暫定版）
- 資料 7－2 生体牛の評価の施行結果（メキシコ）（暫定版）
- 資料 8 自ら評価の評価手法案に関する論点メモ（生体牛）
（吉川専門委員提出資料）
- 資料 9 第 76 回国際獣疫事務局（O I E）総会の概要について

6. 議事内容

○猿田評価調整官 それでは定刻になりましたので、ただいまから第 50 回の「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、本調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本調査会は、公開で開催いたします。

4 月 1 日付けをもちまして、専門調査会の専門委員の改選が行われまして、本日は改選後、最初の会合に当たりますので、座長が選出されるまでの間、事務局の方で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、食品安全委員会委員長からごあいさつがございます。見上委員長、よろしくお願いいたします。

○見上委員長 見上です。座ってあいさつさせていただきます。

このたび食品安全委員会の専門委員への御就任を承諾していただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては内閣総理大臣より、平成 20 年 4 月 1 日付けで、食品安全委員会の専門委員として任命されたところであり、その属すべき専門調査会については委員長が指名することになっておりますことから、私の方からプリオン専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。何とぞよろしくお願い申し上げます。辞令につきましては既に皆様方のお手元に届いていることと存じます。

さて、皆様御存じのとおり、平成 15 年 7 月、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会

が内閣府に設置されてから5年あまりが経過しました。これまでの間、私を含めまして、7人の委員で毎週木曜日にさまざまな事例について、公開にて議論をしてまいりました。

専門調査会につきましては、これまで各分野における専門的な事項について調査審議を行ってきていただいているところですが、その中で、プリオン専門調査会は、プリオンに関する食品健康影響評価を行うために設置されたものであり、動物及びヒトのプリオン病、それから食品衛生学、疫学等の分野に関して、それぞれ御見識の深い専門家の先生方にお集まりいただいております。引き続きプリオンに関する事項について、本調査会で調査審議していただくこととなりますが、御承知のとおり特にBSEに関しては、国民の関心が非常に高い分野でございます。今後とも、国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識を御理解いただき、これまでの知識や御経験を十分生かし、科学的な知見を基に、中立・公正な立場から闊達な審議をお願いいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

○猿田評価調整官 ありがとうございます。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「第50回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので御覧ください。

まずは議事に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の配付資料は10点ございます。

資料1「食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿」。

資料2「専門委員職務関係資料」。

資料3「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康を影響評価（自ら評価）の実施に係る調査訓令に対する回答の状況について」。

資料4「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにメキシコから提出された回答（仮訳）」。

資料5「国別情報整理シート（メキシコ）（暫定版）」。

資料6「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）の評価手法案（たたき台修正案）」。

資料7-1「生体牛の評価の試行結果（オーストラリア）（暫定版）」。

資料7-2「生体牛の評価の試行結果（メキシコ）（暫定版）」。

資料8「自ら評価の評価手法案に関する論点メモ（生体牛）（吉川専門委員提出資料）」。

資料9「第76回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について」。

以上、10点の資料を用意させていただいております。不足等がありましたら、事務局までお声をかけてください。

また、これまで配付させていただいた資料は、お手元の青いファイルにとじてございます。適宜御覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事の1としまして、専門委員の紹介をさせていただきます。資料1の専門委員名簿に基づきまして、50音順に紹介させていただきます。

なお、今回、新たに御就任いただきました筒井専門委員につきましては、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

それでは、左から石黒直隆専門委員でございます。

甲斐論専門委員でございます。

門平睦代専門委員でございます。

佐多徹太郎専門委員でございます。

筒井俊之専門委員でございます。

○筒井専門委員 筒井です。私は、動物衛生研究所の方で、疫学研究チームというところに所属しております、動物感染症の疫学を専門に研究しております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○猿田評価調整官 永田知里専門委員でございます。

堀内基広専門委員でございます。

山田正仁専門委員でございます。

吉川泰弘専門委員でございます。

本日は、9名の専門委員に御出席いただいております。このほかに、小野寺節専門委員、水澤英洋専門委員、山本茂貴専門委員がおりますが、本日は、御都合により御欠席となっております。

また、本日は、食品安全委員会の委員にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

冒頭ごあいさついただきました見上委員長でございます。

小泉委員長代理でございます。

長尾委員でございます。

廣瀬委員でございます。

少し遅れていますが、畑江委員でございます。

野村委員でございます。

本間委員でございます。

なお、本専門調査会の担当委員は、小泉委員と長尾委員でございますので、併せて御紹介させていただきます。

最後に事務局の紹介をさせていただきます。

栗本事務局長でございます。

日野事務局次長でございます。

北條評価課長でございます。

酒井情報・緊急時対応課長でございます。

横田課長補佐でございます。

私、猿田でございます。よろしく申し上げます。

○横田課長補佐 続きまして、議事の2「専門調査会の運営等について」に移らさせていただきます。

お手元の資料2を御覧いただければと思います。本日は、時間が限られておりますので、ポイントについてのみの御紹介とさせていただきます。

まず、1ページからですが「1 食品安全基本法について」ということで、食品安全委基本法の条文のうち専門調査会における調査審議に関わることを中心に記載しております。

まず、1ページの1番が目的ということでございます。

次に、2 リスク分析手法の導入ということで、それが1ページ後半から3ページまで書かれております。

次に、4ページから委員会の所掌事務がございまして、次の5ページ～8ページまで続いております。

次に、8ページの真ん中のところですが、4といたしまして委員会の権限。

その下、5として専門委員に関する規定が規定されております。

8ページの下「5 専門委員」のところ、専門委員は内閣総理大臣が任命するという規定がございまして、専門委員は、次の9ページの上ですが、非常勤の国家公務員ということが規定されております。

食品安全基本法は以上でございまして、次、少しページは飛びますが、12ページ以降に専門調査会の調査審議について記載させていただきます。具体的には、14ページに、調査会等における審議手順について記載させていただきます。一般的な流れでございますが、まず、一番上、リスク管理機関から食品安全委員会へ個別案件につきまして、意見聴取が行なわれまして、まず、食品安全委員会の方で受理いたしまして、本

委員会の方で意見聴取内容についての説明を受けまして、どの専門調査会で検討依頼するかを決めまして、その下、専門調査会のところですが、数回審議の方を行いまして、評価書案をとりまとめます。

次に、とりまとめた評価書案を本委員会の方に報告いたしまして、国民からの意見・情報の募集、いわゆるパブリックコメントを実施いたしまして、その後、必要に応じて専門調査会で評価書案の修正等を行いまして、本委員会の方に審議結果の報告を行います。

最後に、本委員会の方で最終的に評価内容の方を決定いたしまして、最終的にリスク管理機関に、評価結果を通知するというような流れになっております。

また、これには書いておりませんが、現在、プリオン専門調査会の方で審議しております自ら評価のように、食品安全委員会が自らの判断で実施する案件というものもございまして、その場合は、一番上のリスク管理機関からの意見聴取という部分がない形になりますけれども、具体的な食品安全委員会での審議の流れは、同じような流れになるということでございます。

次に、15 ページが、食品安全委員会の専門調査会運営規程でございます。

この中の、第2条第2項で、専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名するという規定がございます。

次の第3項で、専門調査会に座長を置くことが決まっております、座長は専門委員の互選により選任するという規定になってございます。

下の第4項、座長が専門調査会の会議を進行するということでございます。

最後の第5項で、座長に事故があるときには、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長代理からあらかじめ指名しておくという規定もございます。

次に、17 ページを御覧いただければと思いますが、こちらの方で評価関係の専門調査会が記載されておまして、その中で、下から5番目にありますけれども、プリオン専門調査会の設置が規定されておまして、所掌といたしましては、プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議をすることが定められております。

次に、18 ページですが、「③食品安全委員会における調査審議方法について」ということで、これは審議の公平さを保つために、申請者と利害関係等を有する専門委員は調査審議の会場から退席をお願いしたり、発言の制限等が行なわれる場合があるという規定を定めているところでございます。

次に、19 ページ「④ 食品安全委員会の公開について」でございます。こちらの内容ですけれども、食品安全委員会の会議でありますとか、議事録、その他、評価結果、意見、

提出資料等につきましては、原則公開で行うことということでございまして、例外といたしまして、個人の秘密であるとか、企業の知的財産等が開示され、特定のものに不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのあるものについては非公開にするという規定がございます。

次に、20 ページ以降ですけれども、「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」ということで、専門委員の先生方には、専門調査会の審議以外に20 ページに書いてありますとおり、リスクコミュニケーションでありますとか、次の21 ページ、国際会合への出席、22 ページ、食品健康影響評価技術研究運営委員会、最後に24 ページ、国会への参考人招致というものを場合によってはお願いすることもあるということが書かれております。

25 ページ「4 自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方について」という項目でございますが、具体的には、次の27 ページの表を御覧いただければと思いますが、食品安全委員会がとりまとめる情報の種類といたしまして、一番上のリスク評価以外に、ファクトシートでありますとか、Q&A など必要に応じて、いろいろな情報のとりまとめの方を行っており、これらの作成過程におきまして、専門委員の先生方にも御意見を求めたり、御協力をお願いすることがございます。

次に、32 ページ「6 専門委員の服務について」を御覧いただければと思います。

上から3行目以降でございますけれども、専門委員は非常勤の国家公務員ということで、国家公務員法の規定が適用されまして、下の1～7まで服務が定められているということでございます。

33 ページの一番下の括弧のところを御覧いただければと思いますが、専門委員の先生方におかれましては、各方面で御活躍されており、食品安全委員会の専門調査会以外の場におきまして、専門委員としての立場ではなく、専門家として食品の安全性の確保に関して個人的見解を公表されることもあろうかと思っております。

専門委員であることで、専門家としての自由な御発言が妨げられるものではありませんが、過去に専門家としての個人的な見解が、食品安全委員会の見解であるかのような誤解を与えているとして、国会等で指摘を受けたような事例もございました。

このため、専門家として個人的見解を公表する場合には、食品安全委員会の見解であるかのような誤解を招かないよう、専門委員の肩書きを使わないでありますとか、食品安全委員会とは異なる見解である旨を明確に述べるなど、外部の人に常に説明できるような対応をお願いできればと思います。

最後に、食品健康影響評価技術研究についてでございますとか、食品安全情報システム

についての説明がございますが、時間の関係で説明は省略させていただきます。お時間のあるときに御一読いただければと思います。

説明の方は以上でございます。

○猿田評価調整官 ありがとうございます。ただいまの資料2につきまして、御質問等がございますでしょうか。

また、後日、この資料を読みまして、不明な点等がございましたら、事務局の方へお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、議事の3、座長の選出に移らせていただきます。

座長の選出につきましては、資料2の15ページ、食品安全委員会専門調査会運営規程の第2条第3項におきまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとなっております。

そこで、委員の先生方から、どなたか座長の御推薦等があれば、お願いいたします。

甲斐委員、どうぞ。

○甲斐専門委員 東京大学の吉川先生にお願いしたらいかがかと思います。

○猿田評価調整官 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ただいま、甲斐専門委員の方から吉川専門委員に御推薦いただいたところでございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○猿田評価調整官 ありがとうございます。御賛同いただきましたので、座長に吉川先生が互選されました。それでは、吉川専門委員、座長席にお移りいただきますとともに、一言ごあいさつをいただければと思います。

○吉川座長 あまり議事の進行の時間をとつてもあれですから、懸案になっている自ら評価で、これまでもあまり類例のない格好で、自分たちで評価基準を決めながら答えを出していくというステップを現在行っているわけですけれども、なるべく速やかに自ら評価の案件に関して答えを出していきたいと思いますので、委員の先生方、また、親委員会の委員の先生方も協力のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ですけれども、座長のあいさつに代えさせていただきます。

○猿田評価調整官 ありがとうございます。それでは、これより先の議事の進行を吉川座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉川座長 それでは、議事に入りたいと思いますけれども、始める前に、先ほど委員会の説明がありましたけれども、運営規程の第2条第5項に、座長が、事故があった場合、

専門委員会の座長代理をあらかじめ座長が指名するということになっております。私からはこれまでも座長代理を引き受けていただいている水澤専門委員に、今日は欠席ですけれども、座長代理をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○吉川座長 ありがとうございます。それでは、今日は座長代理は欠席ということで、ごあいさつをいただきませんけれども、事務局から水澤専門委員の方に、その旨伝えていただきたいと思っております。

それでは、議事の方に入らせていただきます。まず、最初に自ら評価の審議を行う前に、リスク管理機関からの報告があるということになっておりますけれども、内容は、今年の5月25日から30日にかけて、第76回OIEの総会が開催されました。本日は、その概要について、農林水産省消費安全局動物衛生課の方がいらっしゃっておりますので、説明をいただきたいと思っております。まだ来ていないですか。

○横田課長補佐 ちょっと到着が遅れているようですので、順番を入れ替えていただければと思っております。

○吉川座長 わかりました。OIEはパリに本部があって、現在、170近い国が参加している国際機関ですけれども、主として家畜の感染症のコントロールを主な命題にしておりますけれども、最近ではWTOの連携機関として、食品安全に関しても役割を果たすようにということで、特にBSEのステータス評価については、国際機関としてそれぞれの国の報告書をもって、それぞれ申請のあった国のリスク評価のステータスを決めるというような役割もしています。その辺りについての報告があるかと思っておりますけれども、そういうことで少し順番を入れ替えて、先に次の議題の方を行って、一番最後でいいでしょうか。到着したときにしてもらいますか。

○横田課長補佐 そうしましたら到着次第、お願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

○吉川座長 わかりました。では、来られた段階で区切りのいいところで報告を入れてもらいます。

それでは、食品安全委員会が自ら行う健康影響評価について審議をしたいと思っております。

最初に各国政府に送付した質問書に対する回答状況について事務局の方から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは資料3を御覧いただきたいと思っております。自ら評価の実施に係る調査訓令に対する回答の状況についてでございます。

6月30日現在の回答状況ということで整理をしておりますので、これに基づいて御説明を申し上げます。

今まで御回答いただいていたのは、上からオーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラスの9か国でございます。

いただいた回答書ですが、オーストラリアについては、前回の専門調査会で配布しております。また、本日はメキシコについて御紹介をさせていただくということにしております。

その他の国につきましては、現在、翻訳作業及び事務局での整理をしている段階でございます。今後準備が整い次第、プリオン専門調査会に提出をさせていただきたいと考えております。

まだ回答をいただいていないニュージーランド、バヌアツ、中華人民共和国、ノルウェー、アルゼンチンの5か国につきましては、引き続き外交ルートを通じて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○吉川座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明について何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、回答をいただいた国については、事務局の方から情報整理をお願いいたします。また、まだ回答をいただいていない国についても引き続き回答をいただけるよう、働きかけていただきたいと思います。

それでは、前回のオーストラリアに続いて、本日、メキシコから届いた回答について、情報整理シートの方にまとめていただいたということです。事務局からそれについて説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 それでは説明をさせていただきます。資料4、メキシコからの回答書と、資料5、メキシコの情報整理シート（暫定版）の方を御用意いただければと思います。

資料4がメキシコからの回答書を日本語に仮訳いたしましたものです。こちらの方は資料が大部になっておりますので、この中から、ポイントの方をまとめたものを資料5で配付しておりますので、本日は資料5情報整理シートとしての方に沿って、内容を簡単に御紹介させていただければと思います。

資料5「国別情報整理シート（暫定版）（メキシコ）」でございますけれども、まず、1ページ目が生体牛に関する情報でございます。1ページ目の上半分が生体牛の輸入でございますけれども、データを見ていただきますと、米国とカナダからかなりの頭数が入っ

ているということがわかるかと思えます。ただ、メキシコからの回答書、下の※1の注釈のところなんです、2000年以降のデータしか回答書の中では提出していただけませんでしたので、1999年以前のデータはなしというような状況でございます。

その下の※2の暴露要因となった可能性なる輸入でございますけれども、回答書の中では、輸入品はOIEで管理されたリスク国として分類されている米国とカナダから来ているということで、特に暴露要因となった可能性のある輸入牛はいないという回答内容になっているということでございます。

なお、冒頭に説明を忘れましたけれども、この国別情報整理シートは、前回、オーストラリアのときは、ここの表で併せて英国換算した頭数も記載をしていましたが、少しごちゃごちゃして見づらかったということもございまして、また、本日、後半の方で説明いたしますが、生体牛の評価の試行結果の方で、英国換算した頭数は記載しておりますので、情報整理シートではあくまでも輸入実績の頭数だけを記載するという整理で、少し体裁の方を変更させていただいております。

1ページ目の下半分が肉骨粉の輸入でございますけれども、こちらの方もデータは2000年以降しかないというのは同じような状況で、輸入先はほとんどがアメリカからということでございます。

暴露要因となった可能性のある肉骨粉の方は、先ほどの生体牛と同じで管理されたリスク国である米国等からのため、特に考慮対象とはしていないという回答内容になってございます。

2ページ目の上半分が動物性油脂の輸入でございますけれども、こちらにも生体牛、肉骨粉と同様で、アメリカ、カナダからかなりの量が入っているという状況でございます。

その下が輸入規制の概要、遵守状況等でございますけれども、まず、生体牛の方ですが、1991年にBSE発生国からの輸入禁止ということで、以下、そこに書いてありますとおり、発生国は順次輸入の方を禁止しているという状況でございます。

その下の肉骨粉につきましては、1994年にBSE発生国からの輸入を停止ということでございまして、その下の2001年には、BSE感染国、感染する可能性のある貿易を行っている国等からの牛由来製品の輸入を禁止しているということでございます。

その下の動物性油脂に関しては、OIEコードに準じて、無条件物品扱いということでございますが、アメリカとカナダに関してはBSEの発生を踏まえまして、不溶性不純物の含有量を0.15%を超えてはならないというような規定を動物衛生要件の中で記載しているということでございます。

以上が侵入リスクでございまして、次に、3 ページ目からが、今度は暴露・増幅リスクでございまして、3 ページ目の一番上、飼料規制でございましてけれども、2000 年に反すう動物由来肉骨粉を反すう動物に飼料として使用することを禁止したということでございまして。

その下の飼料給与方法、あと牛と豚との混合飼養の有無は、そこに記載のとおりでございまして、一部の農場では同じ敷地内で複数の家畜が飼養されており、ほかの動物種用の反すう動物由来飼料による交差汚染が起こる可能性があるということも回答書の中では記載がございまして。

その下の飼料製造施設のところでございましてけれども、2006 年のデータですが、大体飼料製造施設の半分強が専用施設で、残りが混合施設ということでございまして、用途別使用量は反すう動物由来原料を含む肉骨粉につきましては、約 90% が反すう動物以外用の飼料に使っていて、残りの 10% は廃棄。

反すう動物を含まない肉骨粉につきましては、約 13% は反すうとして動物用飼料で、残りは反すう動物以外の飼料に使われているということでございまして。

その下ですが、ただし動物由来タンパクを含む配合飼料はメキシコ政府の登録が必要で、レンダリング工場の方も同様にメキシコ政府が管理する工場で生産されたものでなければならないというような規定がございまして。

その下、今度は飼料製造流通に関する規制の遵守状況というところですがけれども、監査の方は、毎年企業の方に実施するように義務づけられているということでございまして、下の飼料サンプリングのところですがけれども、PCR 等による分析も行なわれているということでございまして。

一番下の牛由来の肉骨粉を給与されても BSE 感染因子に牛が全く暴露されていないと考える場合、その理由についてというところですがけれども、飼料規制開始前は乳牛に肉骨粉が給餌された可能性があるが、ただし、乳牛は監視対象になっておりまして、今のところ BSE の兆候が認められているような牛は見つかっていないということでございまして。

次の 4 ページからは、レンダリングの実施状況でございましてけれども、まず、一番上のレンダリングの施設の数、生産量のところですが、2006 年のデータですがけれども、レンダリング施設は全部で 53 施設ございまして、そのうち原料に反すう動物と、そのほかの動物組織由来のものを含む混合施設、タイプ 2 と呼ばれていますが、こちらの方が 36 施設、原料に反すう動物を含まない専用施設、タイプ 1 というものが 17 施設ということでございまして。

次のレンダリングの処理方法のところですがけれども、80℃ 30 分処理ということが義務づ

けられているということで、いわゆる OIE 基準、133°C 20 分 3 気圧の処理は義務づけられていないということでございます。

その下の交差汚染対策のところでございますけれども、先ほど説明したレンダリングの施設のうちの専用施設、タイプ 1 の施設に関しては、と畜場から飼料工場まで統合した一体型の企業ということで、これに関しては、特定の動物のみを取り扱うため、ほかの動物種が混入する可能性はないということでございます。

その下のレンダリング規制は、そこに記載のとおり、公的な監査等も行なわれているということでございます。

下の SRM の利用実態のところですが、まず、一番上の SRM の定義ですが、メキシコ国内では、BSE は発生していないということもございまして、特に定義はありませんが、日本に牛肉製品を輸入している連邦検査適合型施設に関しましては、そこに記載のとおり、30 か月以上の脳、頭部、眼、三叉神経、せき柱、せき髄、背根神経節、ならびにすべての月齢の扁桃と回腸が SRM と定義されているということでございます。

その下の SRM の利用実態、処理方法のところでございますけれども、回答書によりますと、メキシコでは SRM はほとんどが食用材料とされているということございまして、くず肉の中で、人間の消費に不適切であるというようなものに関しては焼却処分をされている。また、農場で死亡牛というのは、埋却され、と畜場での死亡牛等は焼却処分されているということでございます。

一番下のその他のところで、牛以外の動物の TSE 発生状況でございますけれども、メキシコでは、これまでほかの動物でも TSE の症例は、特に検出されていないということでございます。

次に 5 ページ目からが、今度はサーベイランスによる検証でございますが、一番上の母集団の構造はそこに記載されているとおりの数字です。その下のサーベイランスの概要・成績のところ、まず、実施対象及び実施範囲でございますけれども、30 か月齢を超える牛で以下の条件を満たすものということで、1 番目からでございますけれども、神経症状を呈している牛ですとか、緊急と畜牛、あとは農場での死亡牛、歩行困難牛等々がございまして、一番下の 8 番目でございますけれども、4 歳から 7 歳までの通常と畜牛もサーベイランスの対象として一部検査が行われているということでございます。

その下のサーベイランス計画の策定根拠というところでございますけれども、1996 年末から、いわゆるパッシブ・サーベイランスが行われておりまして、下の 2004 年以降、サーベイランスを強化いたしまして、アクティブ・サーベイランスが行われているということ

ございます。

サーベイランスの成績がその下に書いてございますが、2005年、2006年が大体三千数百頭と、2007年は少し数が増えて、1万6,700頭ぐらいの頭数をやっているということでございます。

その下の検査手法のところですが、まず月齢の判定のところですが、歯列による判定の方は、指針等があってそれに基づいて行なわれている。

それから、2003年から全国家畜個体識別システムが段階的に実施されており、これに登録されているものに関しては、このシステムから年齢を特定することも可能だということでございます。

一番下の検査手法のところでございますけれども、メキシコ国内で行われている検査手法は、下の方で赤字で書いてありますけれども、ラテラルフロー・イムノクロマトグラフ法、免疫組織化学法及びウェスタンブロット法が用いられているということでございます。

次に、6ページ目がBSE認知プログラム、届出義務等でございますけれども、まず、BSE認知プログラムの方は、1994年ごろから、BSEに対する認知プログラムが存在しているということで、そこに書いてありますとおり、各段階、各対象者に対して行われているということでございます。

その下のBSEが疑われるすべての牛の調査及び届出義務のところでございますけれども、1994年にはBSEの症例報告促進活動に着手しているということでございまして、下の方の赤字のところですが、補償の有無に関しても、2007年11月末から、BSEが疑われる症例の届出に対して、補償が行われるようなプログラムも導入されているということでございます。

以上が生体牛の部分でございまして、次の7ページ目からが、今度は後半の食肉に関する部分でございますが、7ページ目の一番上の、まず、と畜対象のところですが、最初のトレーサビリティのところは、1990年から自発的なトレーサビリティシステムがあったということでございますが、その後、2003年に全国家畜個体識別システムというものが導入されてございまして、これに登録されているものは追跡が可能になっているということでございます。

2005年の数字ですけれども、個体識別システムに登録されている割合が大体14%程度ということでございます。

その下のと畜頭数、と畜場の概要は、そこに記載のとおりでございまして、その下のと畜前検査のところに関しましては、BSEが疑われる牛の検査は、牛が搬入されたとき、車

から降りるときでありますとか、と畜係留中に行われるということで、歩行困難牛等に関しては、と畜ラインに入れられないという措置がとられているということでございます。

次のと畜場での BSE 検査については、サーベイランスのところでも御説明しましたとおり、BSE が疑われる牛、緊急と畜牛等に加えまして、一部の健康と畜牛も、サーベイランス目的で検査の方をしているということでございます。

次のスタンニングのところでございますが、ボルトスタンガンによると畜が行われているということでございますが、圧縮空気やガスが頭蓋内に入る方法は用いられていないということでございます。

ピッシングに関してはメキシコでは行われていないということでございます。

その下の SRM 除去のところでございますけれども、そこに記載されているとおりでございますけれども、背割り鋸は一頭ごとに洗浄しながら背割りの方は行っており、せき髄も専用の器具で除去をして、専用容器に入れて回収をしているということでございます。

(5) のせき髄除去後の高圧水の洗浄も行っている。

(6) と畜検査員による脊髄片の付着の確認でございますけれども、米国及び日本向けの輸出認定施設に関しては、確認の方をしているということでございます。

(7) (8) (9)、背割りをやっていないとか、正中線からずらすとか、そういう特別な指導等は特に行っていないということでございます。

下の SRM の処理でございますけれども、連邦検査適合型施設の場合には、専用の容器に入れて回収の方をしているということでございまして、その下のせき柱の取扱いのところでは、特に除去方法について細かい規定等は回答書に記載されていなかったということでございます。

一番下の SSOP、HACCP に基づく管理でございますけれども、SSOP の方は、牛のと畜作業を行っている施設すべてで導入をしているということで、HACCP の方は大体半数弱ぐらいの施設で導入されているということでございます。

8 ページ、食肉等のリスクの方でございますが、一番上の機械的回収肉は行われていない。それから内臓のところでございますが、扁桃や回腸遠位部につきましては除去の方をしており、特定の容器に入れて回収の方をしているということで、日本政府による措置の方を実施するため、通達の方も出されているということでございます。

一番下のその他のところで、日本向け輸出の付加的要件等でございますが、日本向け輸出に関しては、特別な基準を遵守している施設のみが輸送認可されている。こういった輸出用施設は HACCP が義務づけられており、頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部等の SRM の

除去も求められているということでございます。

資料の説明は、簡単でございますけれども以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。メキシコについての整理シートで、侵入リスクの項目、それから国内の暴露リスク、それからサーベイランスのデータ、食肉処理の方でのと畜処理工程、それから食肉、内臓についての対応と、日本向け輸出の付加条件といったような項目についてまとめていただいたものを説明していただきましたけれども、ただいまの説明について何か御質問、御意見はございますか。

ちょっと聞きたいんですけれども、5ページ目に、メキシコで飼っている牛が、これで見ると大体100万頭ぐらいですね。そのうち、カテゴリー別の母集団を見ると、普通のと畜場に来るのが430万頭。これは大体そんなものだろうなという想像は、日本がアメリカを見ても、比率的にはいいと思うんですけれども、次の7ページの食肉に関する情報のところのと畜対象の2項目目なんですけれども、2005年、2006年、2007年、2007年は中間だけでも、160万～170万頭になっているんだけれども、1年間に400万頭1年間に殺されるものと、ここのと畜頭数の違いは何を意味しているんですか。

○横田課長補佐 回答書見ると、恐らく後半の食肉の部分は、いわゆる連邦検査適合型施設、TIF施設に関する記載なっているようでございまして、と畜頭数等もメキシコのすべてのと畜場の数というよりは、連邦検査適合型、TIF施設についてのデータになっているのかと推察しております。

資料4の回答書の方の29ページの一番下のところで、と畜頭数が細かく書いてありますが、そのところを見ると、地方自治体の主要なと畜場でのと畜牛が290万頭、小規模と畜場が200万頭で、連邦検査適合型、TIF施設が130万頭というような記載もございまして、ちょっと年度がずれているので、数は毎年少しずつ変わってくるんでしょうけれども、連邦検査適合型施設のと畜頭数と、後ろの食肉の方のと畜頭数は大体近い数字になっております。

○吉川座長 日本に輸出するものは、連邦型と畜場で処理したものということなんですか。

○横田課長補佐 回答書の記載を見ると、日本向けの基準を遵守している施設で、HACCP等をやっている施設のみとなっているので、そういうことになるかと思えます。

○吉川座長 わかりました。

ほかに、説明の中で何か不明な点、各国の評価をしていく中でまた問題は出てくれば、そこで議論したいと思えますけれども、一応、事務局の方でまとめていただいた資料の内容について、ここのところはどうもつじつまが合わないとか、どうもよくわからないとい

うような点があれば、今のうちに聞いておきたいと思うんですけども、まとめていたとはいえず、膨大なデータなので、ぱっと見て、ここはどうだというのは難しいのかもしれないけれども、赤字は特に事務局から考えて整理の中で重要と思われる事項と理解していいわけですね。

○横田課長補佐　そういうことでございます。また変更したほうが良い箇所があれば御指摘いただければ直させていただきます。

○吉川座長　よろしいでしょうか。どうぞ。

○山田専門委員　4ページのSRMの利用実態のところ、SRMの利用実態、メキシコではほとんど食用材料とされているという記載がございます。

9ページの食肉等のリスクというところを見ると、扁桃とか回腸遠位部とかは除去されて、特別な容器に入れられているという記載がありまして、ということは、これはつまり、日本に輸出するものに関しては、しっかり除去しているけれども、そういったものを集めてメキシコでは食べているというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

○横田課長補佐　情報整理シートの4ページ、SRMの処理方法というところにも記載がありますけれども、除去したSRMは国内消費用に販売されているという記載がございますので、一部はレンダリング工場に発送される可能性もあるということでございますが、そういう理解で良いかと思えます。また、資料の4の、70ページの真ん中の2-7-2の頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の処理方法のところの(1)で具体的な記載がありますけれども、国内向け施設の場合は、SRMは食用の容器に入れて国内消費用に洗浄され、冷蔵されるという記載もあります。

○吉川座長　同じ4ページのところなんですけれども、レンダリング施設数が、両方足して53施設、生産量が平均して1工場3.6トンというと、年間200トンぐらいの、そんなもんですね。私も正確には記憶していないんですけども、牛1頭からの肉骨粉が、たしか50kgぐらいではなかったかと記憶をしているんですけども、そうだとすると、牛だけで考えても200トンぐらいしかつからないというのは、3,010~4,000頭ぐらいしか利用していないんですけども、何か随分ずれがあるような気がするんですけども、あるいは食用にほとんど回ってしまって、1頭から最終的に回収する量がすごく少ないということになる。

○横田課長補佐　そこは、正確にはわかりませんが、そういうことかもしれませんし、もしかしたらレンダリング施設は登録されたものだけしかここには数を挙げていなくて、また別の施設がある可能性もあるかもしれません。

○吉川座長　さっきのと畜場のもそうで、ひよっとしたらそうかもしれません。回答をし

てきた方は、割合特殊な方を書いてあって、全体の流れとしてはそれ以外のところにも、違うものがあるのかもしれないですね。あるいは我々が考えているようなレンダリングの利用とは全く違うのかもしれないですけども、ほかにございますか。

どうぞ。

○堀内専門委員 すみません。不勉強なもので教えていただきたいんですけども、日本向け輸出のための特別基準というのが、どのようなものかということと、それをそれぞれ日本側はどのように実際に確認しているかということをお教えください。

○横田課長補佐 日本向けの特別基準というのは、まず、食肉の方なんですけれども、厚生労働省からの通知で、SRMの輸入を控えるよう指導していますので、それが一つあると思います。

もう一つ、メキシコに関しては、家畜衛生条件で頭部、脊髄、回腸遠位部、脊柱などを含まないという規定がございますので、それも併せて、規定の方をされているのかなと理解しております。

またそのチェックというのは、日本に輸入される際に、農林水産省の動物検疫所、もしくは厚生労働省の検疫所の方で、輸入時に検査を行っているということでございます。

○堀内専門委員 今の説明ですと、基本的にはSRMの除去、どこかに30か月齢以上という言葉がありましたけれども、それが日本向け輸出のための特別基準であると。それで実際に、輸入されてくるものについて、それをどのくらいの割合かわかりませんが、検疫所のところで、SRMがないかどうかを確認しているということでございますか。

○横田課長補佐 そういうことになるかと思えます。

○吉川座長 もう少し明確にしておきたいんですけども、アメリカ、カナダとやったときには、ある意味では政府間で、輸出条件として、バリフィケーション・プログラムを付けて、両国でその条件を認知した上でやっているわけですけども、ここで今、言われた指導通知というのは、厚生労働省がどこに対して出している通知になるわけですか。

○横田課長補佐 厚生労働省の通知は日本の輸入業者に対して、SRMの輸入自粛を指導しております。

○吉川座長 もう一つ、農林水産省の方で出している家畜衛生基準というのは、何をどこまで決めた基準になっているんですか。今のBSEに関して言うならば。

○横田課長補佐 家畜衛生条件の方は、二国間で貿易する際に、検査証明書を出すために必要な条件を規定しているものになるかと思えます。

○吉川座長 当然、それは家畜伝染病予防法を含めていろいろありますから、その中で二

国間の条件をいろいろ決めてはいると思うんですけども、質問の内容は BSE に関して、メキシコとの二国間の中で家畜衛生条件というのは具体的にどういう条件になっているのかというのを、今、わからなければ後でも構いませんけれども。

○横田課長補佐 後で確認させていただければと思います。

○吉川座長 はい。そういう意味では、アメリカ、カナダとやったときのバリフィケーション・プログラムとは、少し内容的には違うということですね。

堀内専門委員、よろしいですか。

○堀内専門委員 はい。

○吉川座長 ほかに御質問ございますか。どうぞ。

○筒井専門委員 先ほどの関連なんですけれども、連邦政府の指定というか、そういうところから日本に輸出がなされているようだというお話だったんですけれども、連邦政府指定の要件みたいなものが、そこにはわかるような話になっているのでしょうか。

○横田課長補佐 回答書の方では、その部分の細かい記載がなかったので、後でこちらの方で確認して、わかればご報告させていただきたいと思います。

○吉川座長 ほかに、どうぞ。

○甲斐専門委員 5 ページですけれども、最初の上の方には、メキシコでは約 3,000 万頭牛がいるということなんでしょうか。その次は、大きい段の 3 番目のカテゴリー別の年間母集団は 473 万頭がサーベイランスの対象になったと。それで実際サーベイランスをやったのは、6 行目の 3,431 頭と読めばよろしいんでしょうか。

そうすると、7 ページの食肉のと畜頭数の 170 万頭前後の数字と、これはどういうふうに関係があるんでしょうか。

○横田課長補佐 そこは、最初に吉川委員からも質問があったところだと思いますけれども、母集団の構造のところの頭数はそこに書いてあるとおりで、大体 3,000 万頭ということで、そのうちサーベイランスの対象になっているのが、そこにある頭数ということです。

通常と畜牛の数が大分ずれているのは、最初に説明したとおり、食肉の方は恐らく、連邦検査適合型施設の頭数しか書いていないのではないかということだと思います。

○甲斐専門委員 サーベイランスの頭数というのは、割ってみると 0.07 パーセント、大体そのくらいのもなんでしょうか。サーベイランスの割合というか、と畜頭数の中の何パーセントをサーベイランスしたかというのは、ここでは 2006 年が 0.07 パーセントと書いてありますけれども、それくらいのもなんでしょうか。

○横田課長補佐 そこは、国によっていろいろサーベイランスの考え方があり、メキシコ

の場合はこの程度やっているということで、一概にどれぐらいが普通かというのはなかなか申し上げるのは難しいかと思います。

○吉川座長 多分、基本的にはどこの国も全頭検査をしているわけではありませんので、ハイリスク牛をメインに、基本的には OIE を基にした基準の中で、管理されたリスク国であれば、10 万頭に 1 頭であれば、検出できるというポイントに達するまで検査するという体制なので、あまり頭数というよりは、母集団に対するハイリスク牛の構成と、たしか一番高かったのは 4 歳～7 歳で、臨床症状牛が 1 頭で 700 ポイントぐらいだったと記憶しているんです。

若齢牛の健康牛だと 0.1 ポイントぐらいしかないので、そこには 1 頭でもかなりのポイントの開きがあるので、10 万ポイントか、5 万ポイントか忘れましてけれども、多分、各国ともそれを基準にサーベイランスをしているというのが実情で、アメリカの場合に、年間 4 万頭やれば OIE の 10 倍のポイントになるというのがアメリカの言い分だったと記憶しているので、押しなべて全頭の母集団からすると、今、言われたくらいの比率になって、しまい、政府機関の方 170 万頭の母集団からすれば、2007 年が大体頭数で言うなら 1% 前後という格好ですけれども、ハイリスクの牛の率からすればかなり高いというサーベイランス構成になっているんだと思います。

筒井専門委員、何かございますか。

○筒井専門委員 5 ページのところのカテゴリー別の年間母集団というところですけども、通常と畜牛が 430 万頭で、その下に死亡牛が 602 頭となっているんですけども、これは単位が間違っているということではないのでしょうか。少し奇異な感じがしたんですけども。

○吉川座長 これは少しおかしいですね。日本のケースの場合が、たしか私の記憶だと大体 1 割、100 万頭に対して 10 万頭で、乳牛が 8 万頭で、肉牛が一コンマ何万頭ぐらいの比率だったような記憶があるし、アメリカの場合も、たしか 90 万頭近い死亡牛だった記録があるので、602 頭というのは、もし、あれだとすると記載ミスかあるいは何か特殊な理由があるか、確かにこの母集団で 602 頭ということは起こり得ないと思います。

生データは何ページに書かれているんですか。

○門平専門委員 36 ページです。

○横田課長補佐 生データの方は資料 4 の 36 ページなんですけれども、数字の方は、ここは原文を確認したんですけども、こういう数字になっているので、そのまま情報整理シートの方は整理させていただいたということでございます。

○吉川座長 私が、今、言ったのは、日本のデータは異常死亡牛ですね。死亡牛の数ではなかったです。廃用牛、解体後、不適合、歩行困難、緊急と畜が45万で大体1割を占めているんです。ですから、ちょっと分類が少し違うのかもしれないという印象も受けたんですけれども、全体の1割が大体そんな格好ですから、もし原文に返って、クライテリアとか、分類のカテゴリーというところが適合しているかどうか確かめてみてくださいか。

○横田課長補佐 後ほど確認してわかれば、また御報告したいと思います。

○吉川座長 ほかにございますか。どうぞ。

○永田専門委員 今の関連のところで、臨床的に疑われるという頭数の、これはオーストラリアの方は何頭だったのかも、一緒に確認とともに教えていただきたいと思います。

○横田課長補佐 オーストラリアについては、卓上のオーストラリアに関する資料のファイルの3番の情報整理シートの5ページ目に記載があります。

○門平専門委員 きょういただいた7-1の1ページ目。

○横田課長補佐 実際の検査頭数の方は、今日の資料7-1の1ページに直近3年分は記載の方をしております。あと、カテゴリー別の年間母集団の方は、卓上のオーストラリアのファイルの方の資料の3番目の情報整理シートの5ページ目のところに記載はあるんですが、その中で臨床的に疑われる牛の頭数は残念ながら不明という記載となっております、正確な数は把握できていないという状況でございます。

○吉川座長 わかりました。オーストラリアの方は母集団が不明ということで、検査頭数は記載されているということ。

ほかにございますか。よろしいですか。最初に言ったように、また評価していく中で疑問点があれば、整理表あるいは元の回答書に戻って審議をしていきたいと思います。

どうぞ。

○甲斐専門委員 今、思い出したんですが、OIEのカテゴリーの定義というのを考えると、基本的に30か月以上ですね。死亡した牛とか、日本の場合は1歳以下のものがほとんど子牛なんです。日本の場合は、勿論、24か月以上という定義もあって、ほかの国では30か月以上でやっているのか、確かに国によるカテゴリーによって、死亡牛の種類が違ってくると思います。幼牛が非常に多く農場では産まれた段階で死亡しますので、そこで、もしかしたら、こういう数字の違いが出てくのだらうと思いますので、やはりメキシコがどういう形で死亡牛を定義しているのか、もう一度確認していただければ、数字が正しいのか、完全に間違っているのかわかるのではないかと思います。

○吉川座長 確かに生存曲線からすると、1歳以下の死亡がかなり多かったですけれど

も、日本の国内評価で分析したときは、それは含んでいなかったような気がするんですけども、24か月以上ではなかったでしたか。10万頭というのは、1歳以下も入っておりますか。入っていないですね。肉牛と乳牛について、たしか24か月以上の母集団で、100万頭に対して10万頭弱だったように記憶しています。私も正確な記憶ではないんですけども、確かに生存曲線からすると、1歳以下の死亡は非常に多い。できればデータを戻って、そこも確かめておいてもらいますか。かつて分析した母集団に対してどれぐらいの死亡率であったか。対象月齢が何だったかということもね。

ありがとうございました。ほかにございますか。

それでは、一応を事務局の方で整理していただいた整理シートに関しての疑問点については、これまでとしてまた事務局の方から確認データが出れば、委員の方に知らせてもらうということで、具体的な評価の進め方についての審議に入りたいと思います。

どうぞ。

○横田課長補佐 その前に、冒頭に御紹介できなかったOIEの関係の説明を農林水産省の担当者が到着されましたので、ここでお願いしてもよろしいでしょうか。

○吉川座長 では、ちょうどたたき台を審議していく前の区切りですから、最初の議題のOIEの報告を受けるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、よろしく願いいたします。

○川島国際衛生対策室長 農林水産省の川島でございます。審議の途中で申し訳ございません。お手元に配付させていただいております資料ナンバー9でございます。2ページ、今年の5月25日から30日まで、OIEの総会が開催されました。その御報告でございます。

まず、OIEのコードの改正の関係でございますけれども、①と②のコンパートメントあるいは口蹄疫等に対する封じ込め地区の規定の見直しという点について、本日は説明を割愛させていただきたいと思います。

③のBSEステータス認定に対するコードの見直しということで、実質的な見直しは行われませんでしたという公表になっておりますが、これにつきましては、最後のページの資料3を御覧いただきたいと思います。

今回、BSEのコードの改正につきましては、2点ほど論点がございました。1点はBSEステータス認定に関するコードの見直しということでございますが、実はこれは、各国がBSEに関しまして、リスク評価をする際のガイドライン、参考にすべき事項というものが、コードの別添、附属書の形で添付をされておまして、それにつきまして今回OIE事務局

の方から、真ん中のところにございますように、各国が別途自らリスク評価をする際にも、OIEのリスク評価のガイドラインを適用するというような提案が、ブラケット付き、括弧付きで追加をされて提案をされたということでございました。

ただ、これにつきましては、総会の当日なりまして、OIEの事務局側から加盟各国の誤解を招くということで、改正提案が取り下げられております。これが1つでございます。

もう一つ、コードの本体の方の改正内容でございますけれども、2の方に書いてございますように、管理された国あるいは不明なリスクの国の食品等に利用します骨由来のゼラチン及びコラーゲンに関するコードの見直しでございます。

2007年コードにおきましては、いわゆるゼラチンコラーゲンの由来する骨につきまして、管理された国については、30か月齢超の頭骸骨を除く、あるいは不明のリスクの国につきましては、12か月齢超の頭骸骨及び脊柱を除くというのが現行コードでございます。

これにつきまして、OIEの側から、真ん中に書いてございますように、管理された国／不明のリスクの国の由来原料についての条文を統一化するという結果になるわけですが、管理された国については、現行30のものを12に直す。逆に不明のリスクのものについては、12か月齢のところの脊柱を除くという改正提案がなされたということでございます。

これにつきましては、OIEの総会の場におきまして、シンガポール、日本、EU、こういった国々が十分に不明のリスクの国に由来する脊柱についての、まだ科学的な状況というものがはっきり示されていないという反対のコメントいたしまして、一方で、アメリカは、一定の科学的な評価は、出されている、これは実はニュージーランドが実験をしたデータに基づいているものでございまして、そういったものを引用いたしまして、改正提案に賛成するというございまして、最終的に反対する国が多いということで、結果としまして、資料3の右に書いておりますように、脊柱について除外はしないということでございます。

2ページに戻っていただきまして、各申請国のBSEステータスの評価に関する採択の結果でございます。今回ここに書いてございますように、主としてEU加盟国から、申請がなされまして、無視できるリスクの国として5か国、管理された国として25か国が認定を受けたということでございます。

これに関します私どものコメントは資料の2に付けてございますけれども、時間の関係もございまして、大部になりますので説明は省略させていただきますけれども、資料の2として仮訳で付けさせていただきますのが、まず、EUが評価を受けた際のコメント

でございますが、全体的なコメントとしまして、OIEにおける評価は年々具体的な記述がなされるようになってきているというOIE側の努力については評価をしておりますけれども、更に国加盟国が理解しやすいような具体的な記述をしていただきたいというコメントをしております。

括弧につきましては、それぞれの国の評価につきましてコメントを出ささせていただいております。

6ページ、これはEUに対します評価案が最初に出まして、その後、メキシコですとか、リヒテンシュタイン、こういった国に対します評価案が別途2回目として出されましたので、コメントも2回にわたって出したわけでございますが、2回目に提出したコメントが6ページに書いてあるということでございます。

いずれにしましても、これにつきましては評価案のとおり決定がされたということになっております。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。OIEの総会の報告とBSEステータスに対する結果と我が国が送ったコメントに関して説明していただきましたけれども、御質問あるいはご意見等がありますか。

日本が出したコメント、科学委員会に対して透明性を求める幾つかのコメントがありますが、これについては何か回答というか、OIEの側からの回答はあったんですか。

○川島国際衛生対策室長 その場では特に具体的な回答というものはございませんでしたけれども、私どもが過去数年にわたって、改善を求めてきているという点については、年々報告書の内容も徐々に具体的になっておりますし、それから、例えば一旦認定を受けた国がそのステータスを更新するために必要な作業として更新情報を提供するという点についても、OIEの側でもやはりそういうようなものを提供しない場合には、認定を取り消されるという事態にもなり得るということを報告書の中で書いておりますので、私どもの出しているコメントについては、ある程度対応がなされてきているというふうに考えております。

○吉川座長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは報告をありがとうございました。今後かなり我々もそれなりに考慮していくことになると思いますので、情報がありましたらお知らせをお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、資料6になるかと思っておりますけれども、前回のたたき台のうち特に前半部分の

生体牛のリスク評価という部分に関して、今までオーストラリア、メキシコをモデルに、あるいはその前であれば、日本も含めた GBR のモデルを含めて検討してきたと思います。そろそろ、評価手法についての整理をして臨んでいきたいと思っております。

前回分析していく中で、専門委員会の合意としては、疫学の専門の先生方の意見もうかがって議論をした上で専門委員会に出したらどうだという意見を受けまして、この間、専門の先生の意見をうかがいながら検討してきました。

一応、その結果を受けて、ここに自ら評価の評価手法案たたき台、あるいはたたき台修正案になっておりますけれども、出していただきました。また、これに基づいて今日の議論になるかと思っておりますけれども、オーストラリア及びメキシコ、たたき台の案として試行的にやってみるとどういうことになるか。モデルについても事務局の方から資料をいただきましたので配付させていただきました。詳細については事務局の方から説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 それでは資料の方の説明をさせていただきます。

まず初めに資料 6 「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康評価（自ら評価）の評価手法案（たたき台修正案）」の方を御覧いただければと思います。

こちらの方は、先ほど吉川座長の方から御説明がありましたとおり、前回の専門調査会の後、疫学の先生等との打ち合わせを踏まえて、一部修正をしたバージョンでございますので、修正点を中心に簡単に御説明させていただければと思います。

参考までに、卓上のファイルの②の 9 番目のところで、前回の専門調査会のときのたたき台の資料は準備させておりますので、必要があれば比較しながら説明を聞いていただければと思います。

資料 6 ですが、1 ページから 4 ページ目までは特に変更はございません。5 ページ目からが生体牛の部分でございますけれども、まず、5 ページ目の変更点ですが、以前は生体牛の段階で最後の生体牛のリスクとして 5 年ごとに 5 段階程度でランク付けをするという形になっておりましたが、今回の修正版では生体牛の段階では特に総括する必要はないのではないかという意見もございましたので、その部分は削除しております。

6 ページ～7 ページ目のところが、侵入リスクの判定でございますが、こちらの方は、加重係数の方を一部変更をいたしております。具体的な変更点は、7 ページ目の加重係数についてというページを御覧いただければと思います。上が変更前で、下が変更案でございますけれども、まず変更点の一つ目が北米の米国、カナダについてでございます。以前は 2001 年から 0.001 という加重係数を置いていましたが、ここはアメリカやカナダの有病

率に基づいて計算した加重係数にした方がより適切ではないのかという御意見を踏まえまして、下の変更案ではそれぞれアメリカ、カナダの有病率に基づいた加重係数を置いておきます。

それから期間の方ですけれども、確認された BSE 陽性牛の生まれ年で一番早い年ということで、アメリカは 1993 年、カナダは 1989 年以降について加重係数の方を設定したということでございます。

次が日本のところですが、以前、日本は特に加重係数を置いておりませんでした。今回、オーストラリアの回答書でも日本からの輸入が、アメリカ経由ですけれども、若干あったということで、この加重係数も検討する必要があるということで、下の変更案では、アメリカ、カナダと同様に、日本の有病率と BSE 陽性牛の生まれ年から、計算した数字ということで、1992 年から 0.001 という数字を置いたということでございます。

もう一つの変更点、右側の 2006 年、2007 年の辺りでございますが、まず、英国と欧州のところでございますが、EU では 2001 年から完全飼料規制が行われておりますので、そこから大体 BSE の 1 サイクルを 5 年と考えまして、5 年が経過した 2006 年以降はある程度リスクが下がっているのではないかとということで、2006 年以降は係数を 10 分の 1 と小さい数字にしております。

一番下の日本も同様の考え方で 2001 年 10 月から飼料規制の方をやっておりますので、そこから 5 年経った 2006 年 10 月ということで、これは年単位ですね、2007 年から 10 分の 1 係数を小さくしているということでございます。

侵入リスクの変更点は以上でございます。

8 ページ、今度は暴露を増幅リスクの方でございますが、以前は飼料規制とレンダリングと SRM の利用実態を考慮して総合的に判定するというところで、具体的にどうするという細かいところを定めておりませんでした。今回、打ち合わせ等で出た意見等も踏まえまして、考え方をもう少し整理したというものでございます。

8 ページの一番左側ですが、飼料規制の状況に関してそこに書いてありますとおり①～④で、状況に応じて分類をしてはどうかと。それで飼料規制で 4 段階で分類した上で、次に右側ですけれども、SRM の利用実態というものを考慮してはどうかということで、具体的には SRM の利用実態はその下の左側の表の「1. SRM の利用実態」というところです、が、SRM や死廃牛の飼料利用が法的に禁止されているような状況であれば◎、そこまではないけれども、死廃牛は、農場で埋められたりということで飼料にはあまり回らない、SRM についても飼料以外の用途に利用されるということで、あまりフィードチェーンの方に

入らないような状況であれば○。また、SRMの多くが飼料として利用されるような状況であれば、その次の2番へということで、レンダリングや交差汚染防止対策を考慮してはどうかということです。具体的な措置内容の例としてはレンダリング工場で133℃20分3気圧、いわゆるOIE基準のような条件で処理をしている。もしくは交差汚染防止対策として、飼料工場で、畜種別の専用化やライン分類等を行っている状況であれば、○判定として、それ以外に関しては△ということで、判定をする。その結果、最終的に一番右側の暴露・増幅リスクのところですが、そのフロー図であるとおりの5段階で分類されるということでございます。

一番下のところですが、以前は5年ごとに5段階に分類するという形になっておりましたが、ここは必ずしも5年ごとにこだわる必要はないのではないかとということで、規制の変更等が行われた区切りごとに、一番下になりますが、棒グラフみたいな形で記載をしてはどうかということでございます。

次に9ページ、生体牛リスクの総括でございますけれども、ここは、以前は2006年以降の生体牛のリスクを5段階で総括してはどうかというふうになっておりましたけれども、生体牛の段階では今回特にあえてまとめる必要もないのではないかとということで、今、御説明しましたとおりの侵入リスクと暴露・増幅リスクの結果を、そこに書いているような形式でまとめた上で、最後に一番下ですが、サーベイランスの実施状況等についても簡潔に整理をしてはどうかということで変更したということでございます。

次に10ページ、11ページ目の食肉の部分は、そこまで議論が進んでいない関係で、今回は特に変更等はしておりません。一番最後の12ページ目、評価結果のまとめのところでございますが、生体牛の左上の部分でございますが、以前はこの段階で5段階で、生体牛の部分を評価するというのが、今、御説明しましたように、生体牛の部分は特に総括せずに侵入リスク、暴露・増幅リスク、そのほかサーベイランスの結果等を簡潔にまとめるという形で、それを最終的に食肉の処理工程を経て総括してはどうかという形で変更をしたという次第でございます。

資料の6の方は以上でございます、そういった考え方に基づいて、とりあえず現時点で回答書の方、仮訳の方を提出させていただいておりますオーストラリアとメキシコに関して、この考え方に基づきまして生体牛の部分を試行的に行った結果を整理したのが資料7-1と7-2になります。

まず、資料7-1がオーストラリアで、1ページ目が生体牛リスクの総括ということで、侵入リスクと暴露・増幅リスクとサーベイランスの結果を1枚紙でまとめて整理しており

ます、侵入リスクの方は、そこに書いてありますとおり、生体牛、肉骨粉等も「非常に低い」～「無視できる」というようなレベルになったということでございます。

それから、暴露・増幅リスクの方はその下でございますけれども、1990年代後半までは、特に飼料規制等が行われていなかったということで「高い」ですけれども、その後徐々に改善の方をしてきている。

サーベイランスによる検証等は、そこに記載されている数字で行われているということでございます。

2 ページ目、3 ページ目が、具体的な生体牛であるとか肉骨粉の侵入リスクの数字を詳細に整理したまとめ表でございます。2 ページ目が生体牛の侵入リスクでございますけれども、上の方が輸入実績ということで、回答書の実際の輸入実績の生データの方を掲載しております。また、参考として貿易統計の数字を、下にグレイで網かけした部分に記載しております。次に、下半分の表でございますけれども、暴露要因となった可能性のある輸入牛ということで、下に※で注釈を書いておりますが、オーストラリアの回答書の添付資料等に基づいて、上の回答書の輸入実績の数字から、リスク考慮対象外と考えられる頭数を除外した数字と、それに基づいて英国換算した数字を記載しており、最終的に5年ごとに英国換算した数字を合計した一番下に「非常に低い」であるとか、「無視できる」という判定結果の方をまとめているということでございます。

3 ページ目は肉骨粉で、基本的には生体牛と同じような形で整理をしております。

4 ページ目、今度は生体牛の暴露・増幅リスクでございますが、飼料給与規制それからSRMの利用実態、レンダリング、交差汚染防止対策の内容を簡単に箇条書きにしております。一番下の表のところでございますけれども、暴露・増幅リスクということで、飼料給与の状況とその他の部分に関して、先ほど資料6で御説明しました、決定樹に基づいて判定をしていくと、そこが一番右側の判定結果になるということでございます。

資料7-2の方が、同様の構成でございますけれども、今度はメキシコの結果でございます。資料7-2の1 ページ目が、まず総括で、侵入リスクの方は、本日の情報整理シートの方でも御説明いたしましたが、2000年以降のデータしかないということで、90年代まではデータなしで不明ということになっておりますが、2000年以降は低いから「無視できる」という判定になっております。

暴露・増幅リスクは、その下に書いてある判定結果ということございまして、その下のサーベイランスの結果も表に書いてあるとおりの数字ということでございます。

次に2 ページ目が生体牛の侵入リスクで、上半分が実際の輸入実績です。下半分の暴露

要因となった可能性なる輸入牛につきましては、メキシコの方の回答書では、管理された国であるアメリカやカナダから来ているので、暴露要因になった可能性のある輸入牛はないとの記載になっておりましたが、下の注釈で書いてありますが、除外理由としては不十分ではないのかということで、一応、今回の暫定版の判定結果については、そのまま上の輸入実績の数字で計算した数字で、判定を行っております。

3 ページ目の肉骨粉の方の侵入リスクも生体牛と同様の処理をしているということでございます。

最後の4 ページ目の、暴露・増幅リスクに関しましても、基本的にはオーストラリアと同様にそれぞれの項目ごとに主なポイントを箇条書きで整理いたしておきまして、資料6で御説明した暴露・増幅リスクの判定方法に従って判定の方をすると、一番下の右側のような判定結果になるということでございます。

資料の方は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。前回の自ら評価のたたき台に関しての、疫学の専門家を含めた検討の中での修正点、ざっと見て、最初の戦略のところは同じで、幾つか細かい部分、1つは生体牛の総括を評価するという方向をやめて、それぞれの時期の牛の侵入リスクと、それから実際に規制のとられた時期に対応した暴露リスクという格好の組み合わせをそのまま表示して、食肉のリスクの方に持っていくという考え方の方がわかりやすいのではないかとということで、あえて生体牛の総括評価ということをしなないといってみようということでした。

それから、侵入リスクに関しては、これまで日本を含めて、加重係数を決めていなかったところを決めたということと、飼料規制の有効性の判定ができた部分に関しては固定しないで、加重係数を減少させるということ。

それから、アメリカ、カナダについては、これまでに行ってきたデータに基づいて、有病率で、イギリス換算の加重平均の係数に直したという点があったかと思えます。

暴露・増幅リスクに関しては、飼料規制のカテゴリーをベースに置いて、SRMの利用実績とレンダリング条件で、多少上げ下げ補正をするという格好で、5段階評価にもっていくということで、それを総括して表わすと、9 ページのような5年ごとの侵入リスクの評価と規制時期に伴う暴露・増幅リスクの組み合わせという格好になっていくということで、食肉の方は、まだこれからの検討ということで、特にたたき台案の修正はありませんでした。

それに基づいて暫定版ですけれども、オーストラリアとメキシコの評価をすると、生体

牛の評価としては、1ページにそれぞれの国のところに出されたような格好になるのではないかという説明でありましたけれども、この点に関して御意見等ございますでしょうか。この間、2回にわたって、疫学の先生たちに意見を聞きながら、前回、公開でやった中で詰められなかった部分について、もう少し考え方を整理して、新しい方法を導入した格好で、生体牛の評価をやってみたわけですが、どうぞ。

○永田専門委員 8ページの暴露・増幅リスクの考え方なんですけれども、これは、まず飼料規制を基にして、それからSRMの利用実態、レンダリングの内容に関して、リスクの分け方をしていると理解するんですが、レンダリングの条件のところの、例えば右の枠に書いてあるところですが、133℃で3気圧というところの措置と、交差汚染防止対策について「並び」にしてあって「かつまたは」みたいな書き方がしてありますが、これはどちらかがやれば、○ということなんですか。

例えば、先ほどのメキシコは、133はやっていないので△になると思うんですが、というのは交差汚染防止対策について、メキシコの場合、全部の施設の数でもないかもしれない専用化していたのは一部であるというようなデータが不足している場合、それはすべて上記以外ということで△にすると、これはそう思ってよろしいのでしょうか。

○吉川座長 どうぞ。

○横田課長補佐 まず、最初の「かつ／または」と書いてありますが、そのところは、アンド・オアということで、どちらか片方もしくは両方やっていれば、判定を○にしてはどうかということで整理の方をしております。具体的にメキシコの場合の判定ですがまず、1番のSRMの利用実態のところ、メキシコの情報整理シートでも御説明しましたとおり、死廃牛は農場で埋めたりしているということでレンダリングに回らず、SRMも食用にほとんど回っているということで、飼料の方には行かないということなので、1番のSRMの利用実態で既に判定が○ということになり、2番の方には行かずに、その段階で○というふうに判定をしたということでございます。

また、交差汚染防止対策のところは、メキシコの場合はそこまで行っておりませんが、仮に1番で、SRMの多くが飼料として使用されるということで、2番の方に行った場合、基本的にすべての施設が専用化、あるいはライン分離などにより物理的に分かれているような条件でないと、○には判定できないのではないかとということで整理をしております。

○永田専門委員 すべて完璧に近いような交差汚染防止をしていないと○にはならないということですか。

○横田課長補佐 今回の案では、そういう考え方で整理をしております。

○永田専門委員 情報が無い場合は△にされるわけですか。当然もう一回聞くということできるかもしれませんが、それまでのデータしかないというときには△と断言していいのでしょうか。

○横田課長補佐 データが無い場合については、不明にするか、もしくはワーストということで△にするか、どちらかの考え方になるかと思えます。

○永田専門委員 あと質問書の中には、飼料規制自体が重視されているかどうかみたいなことを聞いていたと思うんですが、それは現実的に盛り込んでいくのか、とても盛り込めるような情報が得られないから、規制があるか、ないかが一番のファクターであるとして考えた方がいいのでしょうか。

○横田課長補佐 その部分は、ここの中では個別具体的には書いておりませんが、資料6の8ページ目のところの、真ん中辺の※のところ「可能であれば遵守状況等も考慮する」というところで、飼料給与段階の規制であるとか、遵守状況等もデータとしては加味した上で、最終的にベースはこれでやっていった上で、ほかに考慮すべきような事項があれば、多少上げ下げ、補正することもあり得るのかなということ、最終的には個別の判断という話になってしまうかと思うんですが、一応、基本的なベースの考え方としてはこういう整理でやってはどうかという形で整理の方はしたということでございます。

○永田専門委員 食肉の質問になってしまうんですが、よろしいでしょうか。

○吉川座長 どうぞ。

○永田専門委員 10ページ目のところの食肉及び内臓のリスクを考える場合に入力情報というものが左側にあるわけですが、そのときに、同時に10と12ページの生体牛のリスクを3つ、主に2つですが、それから赤い矢印が来て食肉及び内臓というふうになっていますけれども、具体的には、また10ページに戻りまして、と畜牛前検査についての何らかの判定をするときに、生体牛のリスクを考慮せざるを得ないという立場でいくのか。純粹に、例えば検査方法がどうであるとか、生体牛ですと、侵入リスクと暴露・増幅リスクを必ず独立させて、違うものとして考慮できたんですけれども、食肉の場合はどうしていくのかということがわかりにくいものですから。

○吉川座長 まだ実際には食肉のところをどういうふうな格好で、評価のためのシナリオをつくっていくかというのは進んでいなくて、従来はそれぞれの項目について、独立に、その結果としてリスクがどのレベルのものなのかということ、これまでの国内見直しするときもアメリカ、カナダをやるときにも、それぞれの項目についてどのレベルなのかということをやった上で、総合的に無視できるか、無視できないか、あるいはどの程度のリス

クがあるかという考え方を総括して、生体牛が持ってくる、と畜場に来るまでの背景のリスクと、と畜場に来た後の新たに生まれるリスクあるいは回避できるリスクという組み合わせで、最終的な肉あるいは内臓のリスク評価を行ってきたんですけども、生体牛あるいは国内暴露と同じように重みづけをするような格好で組み合わせられるか、あるいは従来のような格好で個別の評価をした上で総合評価として生体牛と組み合わせるかは、まだ具体的には考えてないです。

恐らくそういう意味では、何もしないで何の規制をなしに、食肉処理をしてきたら最悪のシナリオになりますから、その場合には、背景にした生体のリスクと暴露・増幅のリスクの組み合わせがもろにきますけれども、それに対して、それぞれの食肉過程、あるいは今、言われたと逐前検査の有効性、そういったものをリスク回避措置としてどの程度有効であるかという評価を足すという格好が基本なってくるかと思えます。

それから、先ほどのもので問題とすれば、基本的には質問送って回答いただいたわけで、回答書に基づいて記載されている内容を、一義的には採用して評価をする。それ以外の情報で信憑性のあるもので考慮する必要があるものについては、評価の中で個別に対応するという考え方でいきたいと思っております。

不明についてどう取り扱うかというのは、実はまだあまり考えていません。実際に、これからこういう評価手法でいいかということのある程度のコンセンサスを得た上で、各国評価を進めていく中で、多分項目によって不明というものがたくさん出てくる国もあるかと思えますけれども、そのときに、不明をどう扱うかというのは、そのときか、それまでには考えたいと思うんですけども、とりあえず、メキシコとオーストラリアについては、得られたデータで、今のたたき台案的な処理をすればこうなるというのが、今日の事務局の示してくれた案になっていて、一部は、やはりやりながら詰めていかなければならないというところもあるかと思うんです。なかなか菌切れが悪くて済みません。

ほかに、今の事務局の説明について、何かございますでしょうか。一応、資料の8に、今の評価の方法も含めて、論点メモという格好で、生体牛の部分に関して、事務局の説明とオーバーラップするところもありますけれども、考え方の基本を提示しておきましたので、この議論を含めて、今のイギリスとオーストラリアは具体例ですから、審議していただいて、ここはもう少しこういう評価に変えた方が明瞭なんではないか、あるいは論理的なんではないかということがあれば、先ほどのメキシコ、オーストラリアの暫定評価も含めた格好で議論を先にもっていききたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、資料の6～8までを横に置きながら意見を伺いたいと思えます。

とりあえず資料 8 を見ていただきたいと思います。

侵入リスクのところですが、一応、生体牛あるいは肉骨粉、動物性油脂というものについて加重係数を置こうということで、これは別に独自の方法ではなくて、EFSA が GBR をやる時にずっと使ってきた手法です。

定義そのものは、国の基準期間、一番英国が激しい汚染を受けた時期ということですが、88 年～93 年の生まれの牛について BSE の有病率を 5 % というふうに置いて、これを基本係数で 1 と設定してあります。

それに基づいて、英国、欧州の加重係数が GBR で使われていて、それはそれぞれの国のそれぞれの時期に応じて重みづけがされております。

しかし、一国ごと細かくやっていくのも、我々としては大変ということで、前回たたき台のコンセンサスとしては、欧州の中程度汚染国と欧州の低汚染国という 2 つのグループに分けて、中程度汚染国に関しては、全期間 0.01、低汚染国については 86 年～90 年までを 0.001、91 年以降を 0.01 というふうに、幾つかの例外は下に書いておりますけれども、置きました。

今回の変更案としては、GBR はそのまま変動なしでもってきたんですけども、完全飼料規制の有効性については、疫学的に欧州に関してはデータが出てきているということで、1 回転分ということから、2001 年から 5 年経過した 2006 年以降については 1 けた有病率を下げようということで 0.001 というのが、先ほど表になっていましたけれども、変更点になっております。

それから、北米、カナダの加重係数については、先ほど説明がありましたけれども、GBR の加重係数がないということで、前回、一応暫定的に 0.001 というふうに設定してきたわけですが、疫学の専門家との議論の中で、ある程度データの得られているものについては、信頼できるサーベイランスデータの方を使った方がいいのではないかということで、推定の有病率、米国の場合は 100 万頭で 1 頭かそれ以下ということでございましたけれども、カナダについては日本と同等で 100 万頭送って 5、6 頭ということで、先ほどイギリスの 5 パーセントを 1 と置いたという加重係数から逆算して、米国の場合が 0.0002、カナダが 0.0001 ということで、それぞれ BSE の陽性牛の一番早く生まれた年から、この加重係数を適用しようということで、米国は 93 年以降この数字を、カナダは 89 年以降この数字を使うということです。

日本についても、今まで欧米あるいはヨーロッパ、アメリカ、カナダに使った手法をそのまま適用するという格好で、92 年～2006 年までが 0.0001、それから 5 年経過した 2007

年以降については、もう一けた下げるということで、ここまで決めておくと、大体それぞれの国の貿易のデータをこういう格好の加重係数で示すことができるということです。

ただ、メキシコ、チリという国の評価をしなければいけないんですけれども、そこでの加重係数をどうするかという問題があって、今、ヨーロッパとアメリカ、カナダ、日本をそういう一応そういう数字で置いてきたわけなんですけれども、ここはまだ埋めてありません。

実際には貿易量として、メキシコ、チリからの輸入動物数が当該する国で大量のものを占めるというケースがあまりないということもあって、疫学の委員会では、ここにある対応案、1、2、3に決めかねて、プリオン専門委員会の議論に任せた方がいいのではないかとということなんですけれども、案の1は、一応サーベイランスをしても非発生国であるということで、有病率の方から加重係数を求めるということは理論的には不可能になります。

1つは、加重係数で一番小さい米国と同様の数字を入れてしまおうかという考え方でございます。

2番目は、メキシコ、チリについては、OIEのBSEステータス認定で管理された国になっているということで、A型サーベイランス、95%の信頼性で成牛群、有病率、10万頭に1頭が検出可能だということで、加重係数を逆算して0.0002と、これ以下であるということで最大のリスクでこの値を入れるという方法もあります。しかし、それをすると陽性牛が出ていないので、一体いつからこの値をその国に当てはめたらいいのかという問題が出てくる。

3番目は、メキシコ、チリは自ら評価の対象国であるということで、それぞれの評価が確定するというレベルになったときに、最初に言ったように、それほど輸出量が多いわけではないので、その段階で係数を決めればいいのかと、かなり先送りの案なんですけれども、議論した中では、実はどれがいいというのを決めかねて、対応案を1～3まで示させていただきました。これについて、後で少し御意見をいただきたいと思います。

侵入リスクからの除外理由についてですが、これは各国、回答書の中で、こういう理由で自分の国では、該当事例はリスクとは考えていないという理由がそれぞれ書いてあります。

オーストラリアに関しては、1～7まで理由が書いてあって、輸入したけれども、この群はリスクから除外すべきと考えたという理由が書いてあります。

1番は、輸入元の英国の農場で発生していない。

2番は、76年7月以前の生まれである。

3番は、調査時にまだ生存していた。あるいは再輸出されてオーストラリアにいない。

4番が、調査時に既に死亡していたけれどもレンダリングに入っていない。

5番が、オーストラリアの飼料規制が実施された97年10月以降のと畜牛である。

6番は、死亡時に10歳以上であった。

7番は、北米で飼料規制が実施された97年10月以降に生まれた牛という7つの項目がありますけれども、これの中で、76年7月以前生まれの牛、あるいは飼料チェーンに入らなかったと考えられる牛については、除外理由として認めてもいいんではないか。それ以外については、特に除外理由としては採用しないという対応を考えました。

メキシコの方の回答書では、輸入品は主として管理されたリスクを国である米国及びカナダから来ているということでありまして、これは管理されたリスク国ということとBSEが不利であるということは別問題でありますので、特に場外理由とはしないという対応を取りました。

先ほど少し意見が出ましたけれども、回答書でデータの記載がない期間をどうするか、あるいはデータがないという場合についてですけれども、一応、原則として過去からの回答書の情報に基づいて評価を進める。データ不足で評価が困難な部分についてはとりあえず不明という表示にする。

一方、回答書は不明ですけれども、貿易統計等から別途に情報が入手できる場合、輸入実績の整理を記載するという格好で、国別になるかと思えますけれども、それぞれ対応するというので、一応、回答書の記載を第一義的に表示した上で、補足データがあれば、それも表の中に記載するという対応をとらせていただきます。

暴露・増幅の部分ですけれども、以前は5年という機械的な対応をしておりましたけれども、実際には、その有効性については規制を取った後、あるいはそれより前という判断の方が論理的だということで、原則として回答書の情報に基づいて評価するということですので、規制の変更があった時期を境として、国内暴露については、リスクのレベルを決めていこうというふうに変更しました。それから、不明事項については、先ほどと同じ取扱いという格好で表示してあります。

サーベイランスによる検証については、特にOIEへの報告等で、それぞれ管理されたリスク国あるいは無視できるリスク国についてはサーベイランスデータが付いてくるという格好になっています。このデータ及びその前提にある認知プログラム届出義務、この辺を評価にどのように反映させていくかということについて、少し意見を伺いたいと思います。

それから、生体牛のリスクの総括ですけれども、従来、侵入リスクと暴露リスクの組み

合わせで総合評価をしてきましたけれども、実際には、暴露あるいは侵入リスクの受けたリスクの年代によって実際にやってみると、それぞれ異なっているという状況なので、あえて全部をまとめて一括して、生体牛としての総合的なリスク評価ということをお今回はあえて行わずに、暴露・増幅リスクと侵入リスクをそれぞれの年代で、別々のカラムで、先ほどメキシコ、オーストラリアの表示にありましたけれども、そういう格好で止めておいて、食肉の総合リスクと組み合わせて評価しようというふうに書いてはどうかということ議論を進めてきました。

少し長くなりましたけれども、6～8までの資料の説明と、その評価の暫定版の結果について説明しましたけれども、御意見はございますか。

これは資料としては行っているわけですか、前もって専門委員には配っていないんですか。

○横田課長補佐 そのものは配っておりませんが、疫学の先生と打ち合わせをさせていただいた結果の概要はほかの先生方にお送りさせていただいております。

○吉川座長 ひょっとしたら今日初めて見られる方もいるかと思ったので、この間、そういう格好で議論をして、その議論について得られた疫学の委員の先生との間でのコンセンサスで、実際に回答書の分析の終わったメキシコとオーストラリアについてやってみたということですが、御意見はございますか。どうぞ。

○堀内専門委員 自ら評価の進め方なんですけれども、以前、アメリカ、カナダのEVプログラムという評価をしたのは、あくまで日本と比較してどうであるということが随分あったと思いますけれども、今回、この生体牛のリスク、侵入リスクと暴露リスクと分けたときに、例えば暴露リスクというところでは、かなり日本で行われている飼料規制の状況とどうか、そういうようなところまで前は突っ込んで比較をしてみたかと思うんですけれども、今回の資料6～8までを見ましても、日本で現在行われているものとの比較というような考え方があまり見えてこないのかなと感じるんですけれども、例えばサーベイランスなんかでも、前はサーベイランスの精度云々というのかなり議論したかと思うんですけれども、そこの考え方は、前回のものを踏襲すると考えた方がいいのか、それとも前回のものとは全く別に今回は新たに仕切り直して考えると理解していいのか、どういうふうに考えればいいんでしょうか。何回か休んでいたものですから、全体の議論の流れが見えていないので、もし、わかるようでしたら教えてください。

○吉川座長 前は農林水産省及び厚生労働省から諮問があって、その諮問内容が輸出規制の条件というか、バリフィケーション・プログラムと呼んだんですけれども、EVプログ

ラムを遵守すると、それは20か月以下で全月齢からSRMを除くという条件で、食肉及び内臓を輸入した場合に、日本で現行の規制で流通している製品と科学的に同一性があるかどうかという諮問だったんです。

そのために、基本的にはどの項目も、日本を1として、それより高いか低いとかか定量化できるものであれば何倍か、何分の1かというような比較で評価をしていたんですけれども、今回14か国を評価するに当たって、その方法は多分難しいだろうということで、あまり同等性を、アメリカ、カナダのやり方は踏襲するのは非常に難しいということも含めて、そういう点で言うならば、日本のリスクとの相対評価というよりも絶対評価というか、それぞれの国から来る製品についてどういうリスクがあるのかということの評価した方が、現実的に評価しやすいというか、評価が可能なのではないかということで、少し今までのアメリカ、カナダの評価方法とは、仕様を変えてきているという点はあると思います。

○堀内専門委員 わかりました。ただ、そうすると、最終的な結論というものを出すときに、前回も随分問題になりましたけれども、結局、ダブルスタンダードとか云々という話が出てきてしまうのかなということ、最終的な結論を出すときに少し危惧するんです。

というのは、先ほど委員長がおっしゃっていましたが、国民の視点ということからすると、前回のEVプログラムのときの相対的なリスクというのが、今、ずっと日本の国内では生きていて、それとは全く別の判断で、確かにある国のリスクはこうでしたということは、我々はわかるんですけれども、では、消費者の方にどのぐらいその違いがわかっていたのかというのが少し気になるものですから、今の考え方はわかるんですけれども、前回、アメリカ、カナダ産の牛肉との比較という視点において、こういう方向でそのまま結論を出してしまっているのかというのが少し気になる場所なんですけれども。

○吉川座長 確かに同じ手法で一貫性を持てれば、それはそれで非常にわかりやすい結果というか、アウトプットにはなるとは思うんですけれども、恐らく実際にアメリカ、カナダを半年以上にわたって1か国やるのに、それだけのデータを、特にあのときは農林水産省、厚生労働省の諮問という形でやってきましたから、情報についてもかなり濃密な格好でデータのやりとりあるいは行き来があったんですけれども、もし、それと同じレベルのデータのやりとりを14か国について求めるという格好になると、多分、現実的には相当難しいだろうと思うんです。

○堀内専門委員 それは十分理解しているんですけれども、ただ、考え方として、例えば不明なところをどうするかというのは、たしか事前に送付されたところにも少し話があって、不明なところのケースはどうするという考え方が、郵送されたものには示されていた

と思うんですけれども、そういう形を取り入れてでもやっていけるのかなと思うんです。

ただ、私が少し危惧しているのは、食品安全委員会での評価というのは、結局、一人歩きするという言い方は変ですけども、前回のものとの比較を持って見ていただける国民の方というのはそうそういらっしやらないと思うんです。今回、もし、この流れでずっといったときに、そこで出てきた評価は、実は以前に日本の中間評価の結果あるいはアメリカ、カナダ産の、今、輸入されている牛肉の評価と比較してはいけないものになるわけですね。

言い方を変えると、今回のような絶対評価に近いような形で、再度アメリカ、カナダであるとか、日本のものを評価することも可能になってくると思うんですけれども、そういうものと一緒に、それ以外の国の評価というのを出していくのであれば、それほど問題はないかと思うんですが、アメリカ、カナダ、日本の中間評価あるいはEVプログラムのときの評価と全く別のところで、十数か国を評価して、これはこうですよと結論を出してしまうのは、どうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉川座長 幾つか難しい部分があって、技術的に難しいという点も理解いただいたとは思いますが、もう一方で、例えば日本で流通している牛肉、内臓についても時系列で既に変動している。アメリカ、カナダについても実際にはそうだと思います。あの時点の諮問を受けた格好での両国評価というのは、明確に答えが出せたかどうかは実際には委員会の報告としても、かなりの混乱を生んだ部分もあったような気がしますけれども、諮問がそういう諮問だったので、あのときの日本で流通している食肉、内臓のリスクと、米国、カナダの当時流通しているものに上乘せ条件が付いたときの相対的な日本との比較というテーマで分析をしてきたんですけれども、確かに分析方法としては、そういう格好でその時点時点での、国内での持っているリスクと外から来るリスクを比較するという方もあるだろうと思いますし、今、試みようとしているような、最終的にそれが本当にどれくらいのリスクを持つのだろうかという考え方もあるかとは思っています。

もし、今、もう一回諮問が来て、同じ質問をされるとすると、また新しいデータでアメリカ、カナダについても、もし比較するとすれば、それが必要であるとすれば、そういう分析を進める格好になると思うんですけれども、そういう意味では、あれはあくまであの時点での1つの諮問に対しての分析方法として行ったということで、いつもはあの手法を適用する、一貫性があるという点では、それが一番ベストだとは思っていますけれども、今、言ったように、多分条件的に非常に、今回の自ら評価で得られるデータが、あのときの条件に比べると、非常にプアーだろうというのは、最初から皆さん意識されていて、ある程

度限界があるという問題と、あのときはそういう諮問で当時の日本の状況とアメリカ、カナダから来るものについての比率というか、リスクの比を求めろという諮問だったので、そういう分析方法を使ったということで、これから14か国について評価を進めていかなければならないんですけれども、正直言って、多分、あのときと同じレベルで、同じような比較手法は結構厳しいのではないかというのが、私の個人的な意見で少し苦しいところもあって、こういう方法で進めてみたらどうかという言い方になっているんですけれども、どなたか御意見はございますか。

甲斐先生、どうですか。

○甲斐専門委員 限られた情報の下ではなかなか、この情報もベストではないかと思いませんけれども。

○吉川座長 分析に立ち会ってくれた先生、今日は、小野寺先生も山本先生もいないので、佐多先生と一緒に苦労してくれましたけれども、どうですか。

○佐多専門委員 今回、いろいろ調べるといのは、エビデンスにどういうものがあるのかというのをまず知るといのが大きなものがあつたと思うんです。ですから、それはここである程度わかっていくのではないかと。

多分最後にどういうふうに説明していくのか、その評価をどういうふうにしていくのか、そこで多分堀内先生の御意見が絡んでくるのではないかと思うんです。ですから、説明のしやすさとしては、多分そういう形なるんだろうと思います。逆にしにくくなったら、本当に困ってしまうという感じはあると思うので、その辺は少し考慮されて進めていかれるということ。うまくいくのかどうかわかりませんが、それを頭に入れながら、どういうふうに説明していくのかということを考えながら、進めていくということでしょうか。

○吉川座長 アウトプットに関しては、初めから自ら評価を始めるときに、諮問されたものは分析して答えを返すという方法ですけれども、諮問されていないものについて、国民のニーズを受けて、食品安全委員会が自ら自分で行っていくというスタイルですから、国民あるいは行政に対して、最後の結果をどういうふうに提示するかというのは、実は始めたときから問題で、何回か議論してきて、あまり結論を得ないまま見切り発射で分析を進めてきているので、分析を進めながら少し考えていきたいと思えます。

ほかにもございますか。12時の予定だったので大分過ぎてしまいましたけれども、幾つか提案をして、疫学のグループで決めかねた部分もあって、それについては、当面進めていくのに大きな支障がなければ、実際にその問題が、例えば先ほどのように、メキシコの加

重をどうするかという問題が必須になったときに、もう一回議論を進めたいと思います。

おおむね論点メモも格好でやってみたらということであれば、メキシコ、オーストラリア以外の国についても少し事務局の方で整理をしてもらいながら、生体牛について、背景のリスクの分析を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それから、食肉の方については、永田委員が言われたように、まだほとんど案が決まっていないので、少しまた疫学のグループ意見を聞きながら、幾つか具体的なモデルを考えて委員会に諮った上で、できれば1、2か国、もしそれをモデルとして実行したら暫定案としてどんな格好になり、総合的な評価としてどうなるのかというのは、先ほど堀内専門委員が言われたように、アウトプットの問題にも関わってくると思いますので、両方少しずつ進めていきたいと思いますが、いいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 ちょっとしり切れトンボになってしまったので、ちょっと言い足りなかったとか、よく読んでみたら、ここがやはり納得いかないという点があれば、随時事務局の方に連絡をいただきたいと思います。

それでは、一応、今日の議論については、これで終えたいと思います。

事務局の方から何かほかにございますか。

○横田課長補佐 特にございません。

○吉川座長 それでは、本日の審議を終了したいと思います。少し時間が延びてしまいましたけれども、申し訳ありませんでした。時間についてはまた日程調整の上、連絡をしたいと思います。

どうもありがとうございました。